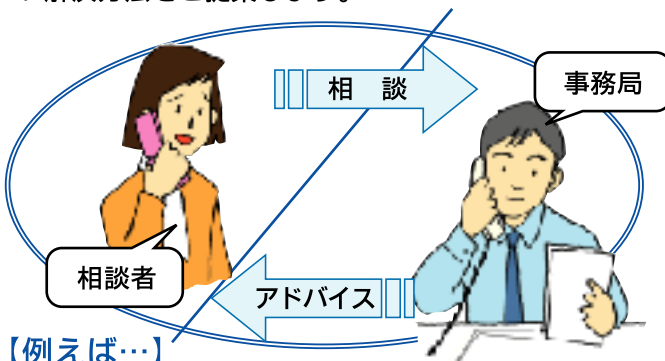


労働者と会社・事業主のための 解決制度 その①

【労働相談】

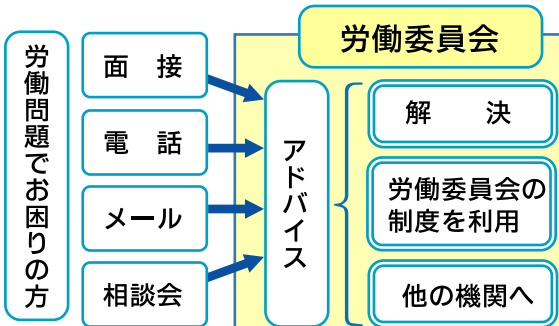
- 労働委員会事務局の職員が相談に応じます。
- 詳しいお話をお聞きして、法的なアドバイスはもちろん、労働委員会の制度を説明したり、他の機関を紹介させていただきながら、みなさまにとって、よりよい解決方法をご提案します。



【例えば…】

- 賃金を支払ってもらえない!
- 突然解雇された!
- 整理解雇を通告したが、従業員が納得してくれない!
- 労働関係のことで疑問に思っていることがある。

【労働相談の流れ】



※県内中・西部で面談による相談を希望される場合は、みなくる倉吉(中部総合事務所内)、みなくる米子(西部総合事務所内)が便利です。
➡電話0120-451-783

労働組合と会社・事業主のための 解決制度 その①

【労働争議のあっせん】

○主に労働組合と使用者の間で自主的な解決が難しい場合に、あっせん員が労使双方の意見を聞き、双方の歩み寄りによって解決を図ります。

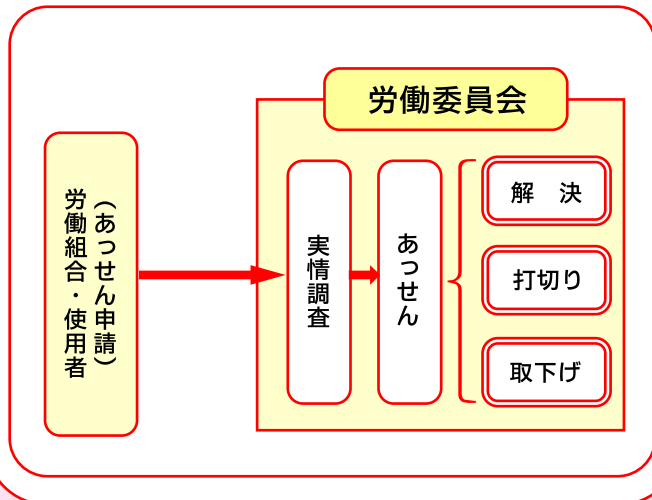
※このほか、調停、仲裁などの制度があります。



【例えば…】

- 団体交渉のルールを決めたいが、話が平行線だ。
- 労働協約の改定作業がうまくいかない。
- 労賃改定の団体交渉をしているところだが、折り合いが付きそうにない。

【あっせんの流れ】



労働組合と会社・事業主のための 解決制度 その②

【不当労働行為の審査】

○労働者や労働組合に対して行ってはならないとして労働組合法で使用者に禁止した行為(これを不当労働行為といいます)が行われたかについて、申立てに基づいて審査し、必要に応じて原状回復を図る命令を発します。



【例えば…】

- 労働者が労働組合に加入しようとしたり、労働組合の正当な活動をしたことを理由に解雇され、または賃金などで差別的な取扱いをされた。
- 労働組合が使用者に団体交渉を申し入れたが、使用者が正当な理由なく拒否したり、誠実に交渉をしない。

【不当労働行為審査の流れ】

